

平成 年 月 日

仙台市体育協会 会長 殿

若林区体育協会 会長 殿

若林区 団体名 []

記載者 []

TEL []

平成19年度事業計画書

該当に○
成人
ジュニア
合同

1. 事業名 []
2. 参加対象 []
3. 実施期日 []
4. 会場 []
5. 募集方法 []
6. 予算

	項目	予算	前年決算	増減	備考
収入の部	参加者負担金				@ 円 × 人
	補助金				区体協 円 市種目団体 円
	その他				
	合計				

支出の部	謝金				
	交通費				
	事務費				
	会議費				
	食料費				
	用具費				
	会場費				
	合計				

① 計画作成にあたっては「区民スポーツ事業実施基準」を遵守すること。

② 計画書の提出は、3月1日までに区体育協会事務担当者へ。

平成 年 月 日

仙台市体育協会 会長 殿
若林区体育協会 会長 殿

若林区 団体名 []
記載者 []
TEL []

平成18年度事業報告書

該当に○
成人
ジュニア
合同

1. 事業名 []
2. 参加対象 []
3. 実施期日 []
4. 会場 []
5. 参加数 [個人 人・チーム数 チーム]
6. 決算

	項目	予算	決算	増減	備考
収入の部	参加者負担金				@ 円 × 人
	補助金				区体協 円 市種目団体 円
	その他				
	合計				

支出の部	謝金				
	交通費				
	事務費				
	会議費				
	食料費				
	用具費				
	会場費				
	合計				

収入 [] - 支出 [] = []

① 報告書は、事業実施後速やかに区体育協会事務担当者へ提出のこと。

区民スポーツ実施基準

仙台市体育協会

この基準は、区体育協会と加盟団体が仙台市スポーツ振興基本計画（スポーツ元気プラン）を踏まえて取り組み区民（地域）スポーツ振興の基盤整備についてしめたものである。

I 区民スポーツ事業の趣旨

(1) 区民にスポーツ活動のイベントを提供し拡充する。

<元気プラン＝市民参加型イベントへのシフト、週1回以上の運動実施率50%、主催事業参加50%>

(2) スポーツ種目同好者を発掘・拡大し、区内での人材を確保する。

<元気プラン＝同好者の確保、マンパワー確保>

(3) 区民の組織として公共性と運営力を高める。

<元気プラン＝市民のスポーツニーズに応える組織>

II 区組織の整備（補助金受給）条件

(1) 組織としての3条件（規約・役員名簿・議案書）を整備して、毎年8月31日まで仙台市体育協会へ提出すること。提出は、区体育協会経由とし、規約・役員名簿・議案書の整備については次による。

(2) 規約の目的には「〇〇区民の（種目名）振興」などの事項が記載されていること。

(3) 役員名簿は、規約に基づいた役職に、氏名・住所などがあり、同区民で構成されていること。

(4) 議案書については、次によること。

① 表紙がある冊子に、協議される機関名（理事会・総会）・期日・場所、会次第があること。

② 前年度事業報告・収支決算・監査報告・当該年度の事業計画・収支予算があること。

③ 事業については、主催事業（会務も含む）を明確にし、関連事業とは区別して記載すること。

④ 収入部には、補助金・参加負担金（費）の項目など、内容を出来るだけ分けて明確にすること。

III 区民スポーツ事業（補助金支給）実施要件

(1) 補助金による事業は、イベントとし1団体成人とジュニアの各々1回とする。

(2) 成人とジュニアの合同開催については、1回として2回まで実施できる。

(3) 成人は、一般区民を対象とし、ジュニアについては区内の小中高生とする。

(4) 主催は区体育協会を基盤に構成し、主管を区体育協会加盟団体とする。その他、共催・後援等の運営機構については、各区の現状に則して区体育協会ですら定める。また、市教育委員会の名義（共催・後援）申請、施設使用料の減免の手続きについても同様とする。

(5) 区スポーツ少年団と区スポーツ指導者協議会による事業（補助金支給）については、組織の特性を踏まえ事業の趣旨に即したものとす。区種目団体と重複するイベントは実施しない。

(6) 参加者の募集については、実施要項をもとに区民に広く公示する。

(7) 事業に運営経費には、受益者負担を原則に参加費を徴収して充てる。

(8) 下記の書類①～④を期限まで区体育協会会長宛に提出する。

① 当該年度の議案書（役員名・規約を添付）は、7月31日まで。 [2部]

② 事業計画書（規定様式）は、3月1日まで。 [1部]

③ 事業報告書（き定様式）は、3月31日まで。 [1部]

④ 実施要項（下記IV参照）は、開催1ヶ月前まで。 [1部]

(9) 主旨・実施要件の異なる事業、都合による事業中止の場合は、補助金を区体育協会会長へ返還する。

(10) 提出すべき書類（(8) - ①②③④）が期限までに提出されない場合は、補助金は支給されない。

IV 実施（開催）要項 [〇〇大会開催要項・〇〇教室実施要綱]

1. 主旨 2. 主催 3. 共催 4. 主管 5. 後援

6. 日時（期日） 7. 会場 8. 実施方法（競技方法）

9. 参加条件（参加規程） 10. 参加料 11. 表彰 12. 必要事項など